平成２３年（フ）第１９６号
福岡市早良区野芥５丁目28番11号
債務者　平野　崇浩
1　決定年月日時　平成23年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１９９号
福岡県筑紫野市二日市西２丁目７番15号
債務者　田中　留美（旧姓郡山）
1　決定年月日時　平成23年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２００号
福岡県大野城市瓦田５丁目４番３号
債務者　富永　誠二（旧姓平川）
1　決定年月日時　平成23年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２１４号
福岡市南区大楠３丁目９番９―107号
債務者　蓑田　晴彦
1　決定年月日時　平成23年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２２６号
福岡県大野城市月の浦３丁目２番10―702号
ステラ月の浦Ｃ棟
債務者　高橋　珠美
1　決定年月日時　平成23年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２３３号
福岡市南区野多目１丁目２番11―317号
債務者　綿引　順子
1　決定年月日時　平成23年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２３９号
福岡市博多区美野島４丁目１番２―710号
債務者　久家　義則
1　決定年月日時　平成23年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２４４号
福岡県筑紫郡那珂川町片縄５丁目65番地
ビュークレスト那珂川103号
債務者　森　まり子
1　決定年月日時　平成23年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２５０号
福岡市博多区竹下５丁目７番17―501号
債務者　西本　昭弘
1　決定年月日時　平成23年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２５５号
福岡市西区福重団地６番1309号
債務者　大野　美恵
1　決定年月日時　平成23年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２５９号
福岡市東区下原３丁目５番７号
債務者　高橋　典康
1　決定年月日時　平成23年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２７６号
福岡市南区桧原７丁目７番17―203号
債務者　池田　麻奈
1　決定年月日時　平成23年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２８０号
福岡市南区桧原５丁目17番31号
債務者　藤井登喜子
1　決定年月日時　平成23年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２８３号
福岡市東区香椎浜２丁目３番５―601号
債務者　小林希好三
1　決定年月日時　平成23年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２８５号
福岡市博多区比恵町１番18号
債務者　嶋村　　篤
1　決定年月日時　平成23年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２８９号
福岡県筑紫野市紫１丁目10番36号
債務者　藤　　則子
1　決定年月日時　平成23年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２９３号
福岡県糟屋郡志免町志免東２丁目１番３―202号
債務者　坂本　聡子
1　決定年月日時　平成23年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部